

通運事業荷物運賃

平成 26 年 4 月 1 日
日本通運(株)静岡支店

I 適用範囲

この通運料金は、荷物の通運業務及びこれに附帯する業務を行う場合に適用します。

- 取扱料は、通運事業者が自己の名義または他人の名義で鉄道へ託送または鉄道から受取る場合に適用します。
- 集貨料または配達料は、集貨または配達(鉄道との業務委託契約にかかるものを含む)の業務を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本運賃料金

(1 個につき 単位 円)

種 別		料 金	
取扱料	発 送	75	
	到 着	55	
集貨料 または 配達料	第 1 集配区域	1 個の重量が 50 キログラムまでのもの	390
		1 個の重量が 50 キログラムを超えるもの	630
	第 2 集配区域	一般路線貨物自動車運送事業運賃料金の運賃率表によって計算する	

2 割引料表

- 一口数個荷物割引は、一口 2 個以上輸送される荷物の 2 個目からの 1 個ごとに適用します。
- 定型大量出荷荷物割引は、常時大量に出荷される荷物で、特約した場合に限り適用します。この場合の割引率は、基準料率表における発送取扱料及び集貨料に対して適用します。
ただし、定型大量出荷荷物の中に前号の割引の適用を受ける荷物がある場合は、当該荷物に対する前号の割引を行った後の発送取扱料及び集貨料に対して割引率を適用します。
- 前各号の割引率は、低減することができます。

種 別	内 容	割引率
定型大量出荷荷物	定型かつ大量に出荷される荷物	1.5 割

3 運賃料金計算の基礎

一口の範囲	荷送人、荷受人、発駅、着駅、託送の時及び運賃料金支払方法その他関係鉄道の荷物運送に関する諸規定により運送条件を同じくするもの
荷物の重量	関係鉄道の荷物運送に関する諸規定による(1 口の個数が 2 個以上の場合の 1 個の重量は、一口の運賃計算重量を個数で除したものによる)
集配区域	関係鉄道の定める荷物配達区域表による

- 運賃料金は、基準料率表により発送・到着ごとに、一口ごとに計算します。

- (2) 運賃料金を計算する場合に生じた10円未満の端数は運賃料金の種別ごとに10円に切上げます。
- (3) 鉄道を利用してする通運の引受けをした場合の運賃料金は、鉄道及び通運の所定額を合算したものであります。

4 実費負担

荷物を取扱うため、特別の施設を必要とする場合及び特別の負担または特別の作業(異種の運搬具を併用する場合を含む)を求められた場合は、実費によります。

5 附帯料金

- (1) 附帯料金表は、附帯料金率表により発送・到着ごとに計算します。
- (2) 荷造り、仕分け、入出庫、その他の業務に対しては実費によります。この場合における実費は類似業務につき別に定めがあるときは、これを準用することがあります。

種 別			料金率
貨物引換証料	発送、到着ごとに	1通につき	480
品代金取立料	発送、到着ごとに一個につき	10,000円まで	560
		10,000円を超えるものは 10,000円までを増すごとに	320
着払手数料	到着1個につき		510
移送料※1	車側から30メートルを超えるもの1個につき	1個につき	50
保管料※2	5日目まで	1個1日につき	160
	6日目以降	1個1日につき	230
指図手数料※3	1件につき		560
証明書発行手数料	1通につき		480

※1 集貨、配達、入出庫に関連して移送作業を行う場合に適用します。

※2 荷物の託送前または到着後に保管の依頼を受けた場合に適用します。計算日数は次のとおりです。

発送貨物 — 保管当日から発送の前日までの日数

到着貨物 — 荷受人(貨物引換証を発行したときは、証券面の荷受人)に到着通知を出した日

(到着通知不要の特約があるときは、引渡し準備が終った日)または通知にかわる掲示を出した日の翌々日から引渡し当日までの日数

※3 鉄道へ荷物を託送した後、荷受人変更等の指図の依頼を受けた場合に適用します。

6 消費税及び地方消費税の料金への加算

- (1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により算出された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

7 その他

この運賃及び料金に関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者の取決め、または慣習によります。